

第2編

基本構想



将来像

生き生き かたがみ の夢づくり
一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

基本目標

水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

政策

市民総参加による豊かな自然環境の保全

環境への負荷の少ない循環型社会の構築

災害に強く安全なまちづくりの推進

ゆとりある居住環境の創造

ふれあいを支える公共交通体系の整備

安全で安心な水道水源域の保全

明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現

ともに支え合うふれあいの福祉の推進

福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進

活力と魅力あふれる農林水産業の振興

ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興

一人ひとりの生きがいづくりを培う生涯学習の推進

創造性と人間性を育む教育の推進

さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

まちを支える地域コミュニティ活動の推進

協働のまちづくりの推進 ~新規~

一人ひとりを大切にした市民交流の推進

計画の推進に向けて

開かれた市政の推進

健全な自治体経営の推進

広域連携・広域行政の推進

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 まちづくりの基本理念

市民による市民のためのまちづくり

市民の目線に立ち、対話と協調を大切にしながら、すべての市民が心豊かに暮らしていくために、「市民による市民のためのまちづくり」を基本理念として掲げます。





第2節 潟上市の将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が理想とする将来像を次のとおり設定します。

生き生きかたがみの夢づくり

一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市

平成の大合併で誕生した潟上市は、面積が約98平方キロメートルと合併市町村としてはコンパクトで、少子高齢化、過疎化が急速に進展する県内において、各種施策の展開により、人口の増加が見込まれ、若年層を中心とした将来の発展に可能性を秘めた地域です。

また、日本海に面した天王砂丘群の松林や出羽丘陵の緑豊かな山なみ、八郎湖に向かって広がる広大な田園風景に囲まれた豊かな自然環境と、県都秋田市に隣接している良好な生活環境を併せ持つ地域でもあります。

このような中において、良好な自然環境を維持しつつ、人と環境に配慮しながら、市民が活力と喜びを実感し、明日への夢と希望もてる個性豊かなまちづくりを進めることが大切です。

このため、市内各地域の個性や市民一人ひとりの生き方を尊重しつつ、市民及び団体等と行政が協働・連携を深めながら、恵まれた自然環境の保全と魅力的な都市環境の創造に努めます。さらに、このまちに住んで「安らぎ」の感じられる空間を創出し、市民一人ひとりが輝きながら、成長・発展する地域を目指します。



第3節 まちづくりの基本目標

将来像を実現していくために、まちづくりの基本目標として次の6項目を設定します。

基本目標 1

水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

本市のシンボルとも言える田園風景を中心とした多彩で豊かな自然環境を、いつまでもその価値を失わないように大切に守り育てていくとともに、災害に強く、犯罪のない安全なまちづくりを進め、市民が快適に暮らせることのできる「水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり」を推進します。



基本目標 2

人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

さまざまな市民活動が機能的に行われるよう、長期的な視点に立った土地利用を進め、地域の実情を踏まえた市街地形成や集落形成を図り、質の高い都市環境の整備を進めます。

さらに、利便性や活力を高める交通基盤の充実やネットワーク化を図っていくと同時に、上下水道などの市民が快適で良好な生活基盤を確立するよう、安全・安心な生活環境の整備に努め、市民がゆとりを感じることのできる「人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり」を推進します。





基本目標 3

健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

市民が生涯健康で健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが安心して生活がおくれるよう、ともに支え合いあきらめ合うことのできる「健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり」を推進します。



基本目標 4

活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

地域経済の活力を高め、市民の豊かな生活を支えていくためには、生きがいを持って働くことのできる力強い産業の振興を図ることが重要です。

このため、既存産業が抱える課題の解決に取り組みながら活性化を図るとともに、各自の創意工夫から新しい時代に対応できる産業を育成し、豊かさゆとりが実感できる「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」を推進します。





基本目標 5

生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

すべての市民が心豊かに暮らせるよう、生涯にわたって学び、文化的な活動が活発に行える環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性を生かしながら創造力が培われる環境を構築し、創造性と人間性に富んだ人材を育成するとともに、地域の風土や文化の保護・継承・創造に努め、すべての市民が参加できる「生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり」を推進します。



基本目標 6

ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

市民の融和を図り、一体感を高めるまちづくりを推進するため、各地域のコミュニティ活動を活発化させるとともに、自主的な地域づくり活動や地域間交流を促進します。

また、市民及び学官連携により、互いの知恵や資源を出し合いながら、協働のまちづくりを目指します。

また、市民一人ひとりがお互いを支えあいながら、大切なパートナーとしてそれぞれを尊重し、さまざまな交流を深めることのできる「ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり」を推進します。



第4節 主要指標の見通し

1 人口・世帯

(1) 人口

本市の将来人口を推計すると、平成27年には34,800人程度になると見込まれます。また年齢別人口の構成比をみると、平成27年には年少人口・生産年齢人口はそれぞれ11.5%・58.4%にまで低下する一方、老年人口は30.1%にまで上昇し、少子高齢化は一層進むことが見込まれます。

平成12年から平成22年までの県人口流動調査の推移を見ると、10年間の平均では年90人と人口は減少傾向にあり、少子高齢化に伴い、今後も減少してくるものと想定されます。

一方、潟上市の人口は、全県で最小の減少率にとどまるという推計があるということや、今後、産業振興や定住化の促進をはじめとするまちづくり全般にわたり各種施策を推進し、基本構想の目標年次である平成27年の人口を36,000人と設定します。



※人口推計は、平成17年国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に係るデータを用いたコーホート要因法によりました。

※平成12年、平成17年は国勢調査値。平成22年は国勢調査速報値。

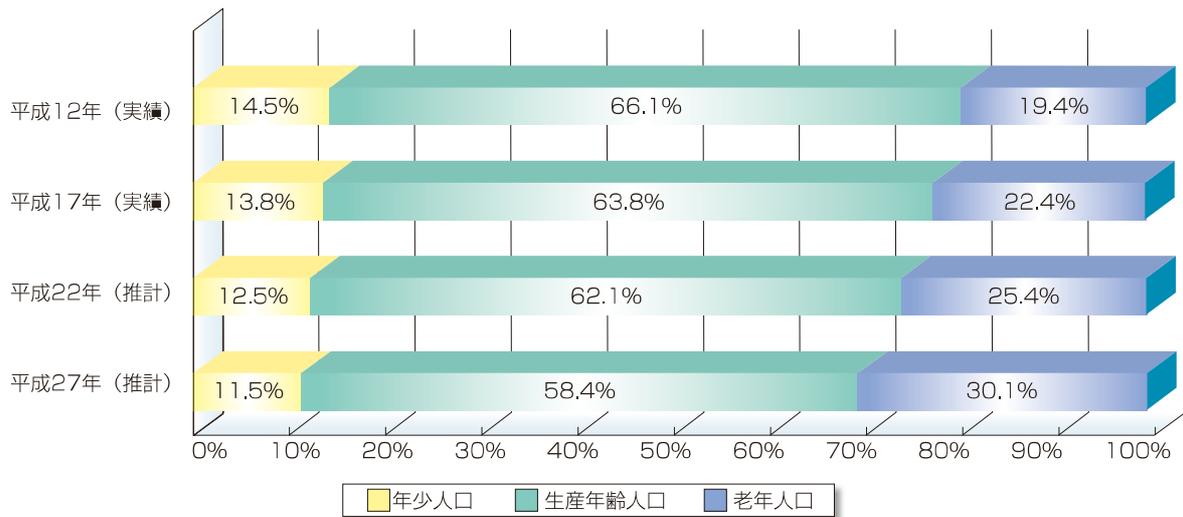
秋田県人口流動調査による潟上市の人口の状況

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
人口	35,556	35,748	35,804	35,728	35,748	35,602
増減		+192	+56	△76	+20	△146
年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平均
人口	35,634	35,435	35,258	34,979	34,649	
増減	+32	△199	△177	△279	△330	△90

資料:秋田県(各年4月1日)、平成12年から16年は天王町・昭和町・飯田川町の合計

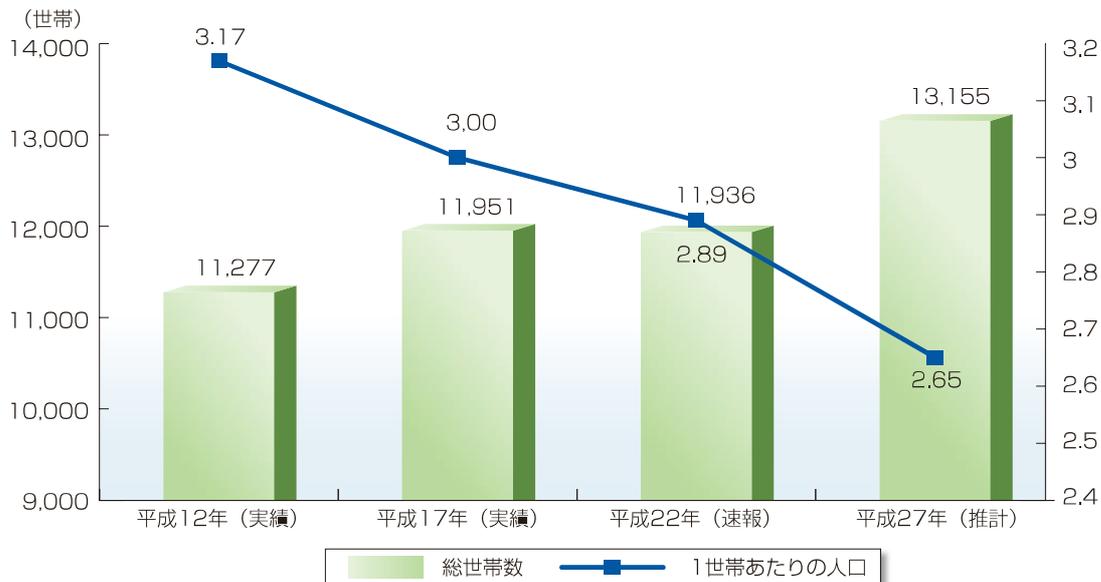


年齢別（3区分）構成比の推計



(2) 世帯

将来の総世帯数と1世帯あたりの人口を推計すると、総世帯数は増加傾向にあり、平成27年には13,100世帯程度になります。総人口の大幅な増加は見込まれないことから、1世帯あたりの人口は減少し、平成27年には2.65人になることが見込まれ、核家族化は今後も一層進むことが予想されます。



資料:平成12年、平成17年は国勢調査値。平成22年は国勢調査速報値。平成27年は国立社会保障・人口問題研究所の秋田県平均世帯人員推計に基づく推計値。

2 産業

(1) 就業人口

前述の人口を前提とし、平成2年から平成17年までの就業率と産業別就業者構成比の推移に基づいて将来の就業人口を推計すると、就業人口はゆるやかに減少に転じ、平成27年には約15,800人になるものと見込まれます。また、第1次産業・第2次産業の就業者の構成比は低下する一方、第3次産業

第2編
基本構想



の就業者の構成比は上昇し、平成27年にはそれぞれ5.0%・32.3%・62.7%と見込まれ、第1次産業・第2次産業から第3次産業への就業者のシフトが進み、就業構造のソフト化・サービス化が一層進むことが予想されます。

就業人口の推計

		実 績			推 計	
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	就業者数	1,685	1,355	1,317	944	800
	構成比	9.8%	7.7%	7.9%	5.7%	5.0%
第2次産業	就業者数	6,523	6,568	5,069	5,445	5,124
	構成比	38.0%	37.3%	30.4%	32.6%	32.3%
第3次産業	就業者数	8,968	9,670	10,303	10,310	9,947
	構成比	52.2%	55.0%	61.7%	61.7%	62.7%
就業人口計		17,176	17,593	16,689	16,699	15,871

資料:実績は国勢調査値

(2) 産業別総生産額

各産業の将来の総生産額を推計すると、本市の総生産額は労働力人口の減少に伴い、就業者が減少すると予想されることから、総生産額も減少していくと見込まれます。

産業別にみると、第1次産業は平成17年の2,476百万円から平成27年には1,308百万円に、第2次産業は平成17年の21,252百万円から平成27年には16,242百万円に、第3次産業は平成17年の52,038百万円から平成27年には51,545百万円に減少すると見込まれます。

また、1就業者あたりの総生産額は、第3次産業が平成17年の5.05百万円から平成27年には5.18百万円に微増しますが、全体では平成17年の4.54百万円から平成27年には4.35百万円にわずかながら減少すると見込まれます。

総生産額の推計

(単位:百万円)

		実 績			推 計	
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	総生産額	4,102	2,910	2,476	1,676	1,308
	1就業者あたり	2.43	2.15	1.88	1.78	1.64
第2次産業	総生産額	40,134	31,803	21,252	18,548	16,242
	1就業者あたり	6.15	4.84	4.19	3.41	3.17
第3次産業	総生産額	44,168	51,422	52,038	52,829	51,545
	1就業者あたり	4.93	5.32	5.05	5.12	5.18
合 計	総生産額	88,404	86,135	75,766	73,053	69,094
	1就業者あたり	5.15	4.90	4.54	4.37	4.35

資料:実績は秋田県の市町村経済計算(平成19年度/秋田県)



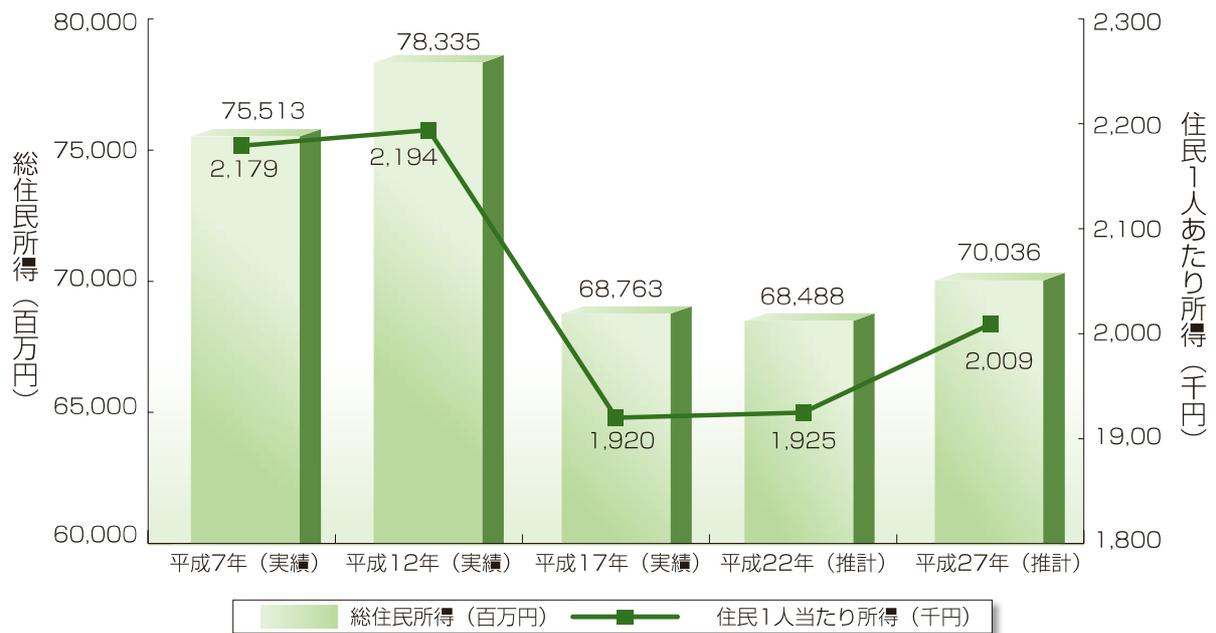
(3) 住民一人あたり所得

バブル経済以降の平成7年から平成17年までの住民1人あたりの所得の推移に基づき、将来の住民1人あたりの所得を推計すると、平成17年の1,920千円から平成27年には2,009千円に増加し、10年間で4.6%の増が見込まれます。

住民1人あたりの所得に将来人口を乗じた総住民所得は平成17年の68,763百万円から平成27年には70,036百万円に増加し、10年間で1.9%の微増と見込まれます。

一時の世界的な大不況は脱したものの、依然、景気・経済は低迷しており、今後も大幅な増加は見込めません。

住民1人あたりの所得の推計



資料:実績は秋田県の市町村民経済（平成19年度/秋田県）のデータを基礎として、価格変動による影響を修正した数値。推計については秋田県のデータに基づき算出。





第5節 土地利用

1 土地利用の現状

本市の面積は97.96平方キロメートルと、県内25市町村中、3番目に小さく、コンパクトであることから、コミュニティとしてまとまりやすいという比較的恵まれた条件にあります。用途別の内訳としては、市域の約35%が田畑等の耕地で占められ、最も高い構成比となる一方で、山林が約1/3を占めることから、緑豊かな田園都市というのが本市の特徴となっています。

土地利用の状況

	総面積 (km ²)	耕地面積 (km ²)	宅地面積 (km ²)	山林面積 (km ²)
天王地区	41.51	16.81	4.04	7.89
昭和地区	40.65	10.70	1.87	20.30
飯田川地区	15.80	7.09	1.08	3.78
合計	97.96	34.60	6.99	31.97
構成比 (%)	—	35.32	7.14	32.64

資料:平成21年度版秋田県市町村要覧

本市は県都秋田市に隣接し、秋田都市圏において居住環境の好適地となっているために、秋田市とともに秋田都市計画区域に指定され、適正な土地利用が進むよう配慮されています。しかし、都市基盤の整備・充実が必要になっているほか、農用地から住宅地等への転用申請もあり、都市計画区域を含めた総合的な土地利用計画の見直しが必要となってきています。

2 土地利用の方向

緑豊かな自然環境の保全と活用を図り、有形・無形の歴史的・文化的遺産など地域資源を活かした個性的な土地利用を推進します。併せて、公共公益施設がその役割や効果を十分に発揮でき、地域の均衡ある発展が図れるよう、長期展望に基づいた計画的・総合的な土地利用対策を推進します。

また、適正な土地利用の推進にあたっては、各種土地利用関係法（国土利用計画法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等）及び諸制度に基づく計画的な調整を図ることとします。



3 エリア別整備の方針

土地利用の視点から本市の将来像の実現を図るため、市民の営みや企業の活動を視野に入れ広域的な動向も踏まえ、次の4つの利用区分に分類し、それぞれの区分における土地利用の方向性を定めます。

(1) 市街地エリア

駅周辺や公共施設と住宅地が集積した市街地エリアについては、道路や広場・公園等の整備による良好な市街地、新たな住宅地の形成及び居住環境の改善を進め、無秩序な市街地の拡散を防ぐと同時に、ベッドタウンの性格を持つ地域に位置づけていきます。

(2) 集落・田園エリア

集落については、生活道路や上水道の整備、下水処理等の都市基盤整備を通じて、良好な集落環境の形成を進めます。

田園エリアについては、多様な公益的機能を維持し、計画的な農業生産を持続するため、ほ場整備等の経営基盤の強化を進めながら、農地の保全に努めるとともに、農業体験施設や「食菜館くらら」等の整備による、観光産業の育成や地域間交流の拡大を進めます。

(3) 工業エリア

本市の工業エリアは、市街地エリア内に事業所が散在し集積度が低いことから、工業系の用途地域に事業所の誘導を進めます。また、誘導・集積の一環として、昭和工業団地への企業誘致を進めます。

(4) 森林・水辺エリア

森林・水辺エリアでは、持続可能な森林経営等を通じたその多面的機能の発揮やつくり育てる漁業、資源管理型漁業を推進します。また良好な自然環境の維持・保全に努めるとともに、豊かな自然を生かした観光・レクリエーション空間として、自然環境との共生を図りながら、健康・保養を増進する施設・公園等の整備を進めます。

第2章 施策の大綱

第1節 水と緑に囲まれた快適環境のまちづくり

1 市民総参加による豊かな自然環境の保全

本市の持つ豊かな自然環境の保全と活用を図っていくため、恵み豊かな環境を守り育て、確実に将来の世代へと引き継ぐことを宣言した「環境基本条例」に基づき、環境基本計画を策定し環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、生活環境や自然環境の保全を図りながら、将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保を目的として定めた「環境保全条例」を指針として環境保全に努めます。

自らの環境は自らが守ることを基本とし、市民や事業者の環境意識の向上と環境保全活動の実践を全市において展開するため、学校や地域における環境学習を実施するとともに、八郎湖に代表される自然環境や生活環境を守るための市民主体の環境保全活動を積極的に支援します。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

地球温暖化対策を地球的規模の課題として捉え、環境への負荷を軽減し良好な環境を守っていくため、市民・事業者・行政等、地域が一体になって廃棄物の減量化に取り組みます。

また、再使用による廃棄物の排出抑制や再生利用に取り組むための再資源化・リサイクル活動等、資源循環型事業を推進します。

廃棄物の適切な収集・運搬・処理が行われるよう、収集体制の充実に努めるとともに、廃棄物処理施設の施設整備に取り組みます。

限りある資源を節減するため、省資源・省エネルギーの実践に取り組むとともに、太陽光発電や風力発電等、新エネルギーの利用を推進します。

3 災害に強く安全なまちづくりの推進

災害に強く安心して住めるまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき消防・防災設備の整備を図るとともに、国や県、近隣市町村と連携を密にし、危機管理体制の強化を図ります。

市民の安全を守るための交通安全、防犯対策については、安全性を向上させる施設整備の充実や交通安全教育の推進を図るほか、犯罪のない安全なまちづくりのために、防犯灯等を整備するとともに、防犯意識を高め、地域と行政が一体となって防犯対策を推進します。



第2節 人に優しい安らぎのある住環境のまちづくり

1 ゆとりある居住環境の創造

田園と都市との調和の取れた魅力ある都市空間・都市景観の形成を図るため、都市計画の指針であるマスタープランに基づく、市内各地域の計画的・効率的な都市基盤の整備を進めます。

誰もが地域において快適に住めるよう、市営住宅の新設や建替え、バリアフリー化や修繕等の整備と拡充を進めるとともに、計画的に地籍調査に取り組みます。

市民の憩いとレクリエーションや交流の場となる市内各所の公園の整備・改修を進めるとともに、市民・ボランティア・地域団体・指定管理者等と連携し、公園や緑地の維持管理の推進に取り組みます。

下水道については、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業を活用し、市内の各地域、地理・地形にあった汚水処理施設の整備を進めるとともに、供用開始地区では水洗化率の向上を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めます。

2 ふれあいを支える公共交通体系の整備

高速交通体系と幹線道路、生活道路が有機的に結びつき、市民が安全に市内を移動・交流できるよう、道路ネットワークの確立を進めるとともに、道路整備計画を策定し、新設改良や拡幅を計画的に推進します。

市民の重要な通勤・通学手段である鉄道の利便性の向上を図るため、関係機関への働きかけを強化するとともに、鉄道利用者が快適に利用できるよう、周辺環境の整備を進めます。

バス運行については、高齢者をはじめとする交通弱者が地域内を自由に移動するための必要不可欠な手段であることから、バス路線維持のための各種支援を充実させるとともに、デマンド型乗合タクシー※について調査検討を行います。

3 安全で安心な水道水源域の保全

上水道については、未給水区域への延伸・拡張を図るため、新たな水源の確保や既存水源域の保全等、取水施設の整備を進めるとともに、既存の施設については設備の維持修繕や老朽管更新等、安全で安定的な飲料水の供給に努めます。

用語解説

※デマンド型乗合タクシー：利用者はデマンド（要求・需要）に応じ電話予約し、乗車、目的地まで向かう乗り合いタクシー

第3節 健やかで安心して暮らせる健康と福祉のまちづくり

1 明るく健やかに暮らせる生涯健康長寿社会の実現

健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、一次予防としての生活習慣の改善等、市民一人ひとりが日常的に健康に気をつけることが最も基本的かつ重要なことから、健康かたがみ21の行動目標に沿って、各種施策を推進するとともに、各種健診や健康教室、健康相談等を通じて市民・地域・行政が一体となって健康づくりへの意識を高め、疾病の予防に努めます。

また、市民一人ひとりが一生を通じて健康で生き生きと自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉が連携を強化し、健康を総合的に管理できるような体制を整備・強化します。

子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するほか、妊娠・出産・育児の不安を軽減し、すべての子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、学習機会の提供に努めるとともに、妊産婦や乳幼児に対する各種健診や相談体制等の充実を図ります。

2 ともに支え合うふれあいの福祉の推進

高齢者や障がい者等が生き生きと安心して自立した生活が送れるよう、「福祉事務所」を中心に必要なサービスの企画や提供、利用者等からの相談を充実させるとともに、社会福祉協議会・在宅介護支援センター等のさまざまなサービスを民間活力を利用しながらその安定的な運営に努めます。

社会福祉団体やボランティア活動、NPO※活動の支援等により、地域福祉を支える担い手を育成し、地域を基盤としてそれぞれが互いに連携することで、支援を必要とする人たちを地域の中で支え合う環境づくりを進めます。

高齢者や障がい者等を介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支える体制やサービス体系を構築するため、地域包括支援センターの機能充実に努めます。

安心して子どもを生み育てられる環境の整備を図るため、市民・地域・行政等が一体となった子育て支援を進めます。特に支援が必要な子どもや家庭に対してはきめ細かいサポートを行うとともに、家庭における経済負担の軽減を図るため、乳幼児医療費や子ども手当等各種助成を実施します。

用語解説

※ NPO: Non Profit Organization の略語。民間非営利団体のこと。継続的、自発的に社会活動を行う営利を目的としない市民活動団体。



国民健康保険や介護保険といった、基礎的な社会保障制度に対する市民の認知・理解を深め、保険給付と保険料の公平性を欠かないように保険税・保険料の確実な納付を促進することで、相互扶助の仕組みとして充実・安定化させると同時に、関係機関と連携して円滑かつ安定した運営を図ります。

生活保護については、最低限度の生活を保障する「最後のセーフティネット※」としての役割を果たすため、適切な保護の決定・実施に努めます。

また、要保護者に対しては職業安定所等と連携し、きめ細かい就労支援を行います。さらに、情報収集や課税調査を実施し、漏給防止と濫給防止に努めます。

3 福祉のところで高齢者に優しいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域でその人らしく暮らしていくため、地域で支え合う体制の構築を図るとともに、高齢者が積極的に地域社会に関わることができるような環境づくりを進めます。

また、高齢者の生きがいや仲間づくりなどの活動を支援するとともに、その活動拠点となる施設の適正な維持管理に努めます。



用語解説

※セーフティネット：直訳するとサーカスの空中ブランコなどの下に張ってある網のことをいい、交通事故・火災・地震・病気・失業などの不幸や事象に備えて、あらかじめ国や自治体、個人がいろいろな対策をして備えておくことが必要となります。このことを一般的にセーフティネットといいます。

第4節 活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり

1 活力と魅力あふれる農林水産業の振興

新「食料・農業・農村基本計画」※による、これまでの生産を抑制する政策から生産拡大を後押しする政策への転換、意欲ある多様な農業者を支援する政策、農業・農村の6次産業化の創出などの大きな変化に対応する施策の推進や、平成23年度から始まる本格的な戸別所得補償制度※に対応した取り組みが必要となっています。

担い手の育成・確保を図りながら、農業経営の向上や集落営農の組織化・法人化への誘導による、生産体制の効率化、さらに、これらの生産基盤となるほ場整備事業・水利施設整備の実施による農地の集積化など、合理的で競争力のある産地づくりを促進します。

転作については、「大豆」「枝豆」を地域重点作物として位置付け、団地化による高品質生産を推進します。特に枝豆については、県が「えだまめ日本一産地条件整備事業」を新設したこともあり、産地間競争の激化が予想されることから、産地化をめざした取り組みを関係機関と連携を図りながら推進します。

また、「食菜館くらら」の整備に伴い、地産地消による農林水産業を軸とした地域産業の振興を図るため、直販組織の育成や果樹・花き・野菜等の生産力の向上、特産品の開発を図るとともに、学校給食への年間を通じた継続的供給に取り組みます。

林業については、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展のため、適正な管理による健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、公益的機能の高い保安林などの保全を図るため、海岸部への離岸堤設置や、松くい虫の防除を関係機関と連携しながら進めます。

水産業については、担い手の育成と「つくり育てる漁業」を推進し、水産資源の安定確保を図るとともに、漁港施設の整備など環境整備を進めます。

用語解説

※新「食料・農業・農村基本計画」：平成22年3月に国が食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、今後重点的に取り組むべき課題や施策を明らかにする新たな基本計画

※戸別所得補償制度：食料自給率目標を前提に国、県及び市が策定した「生産数量目標」に即して主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用と販売価格の差額を基本とする交付金を交付するもの。



2 ひと・もの・情報が行き交う商工業の振興

地元消費の喚起と、消費者ニーズを捉えたきめ細かなサービスや、消費者を引きつける独創的な起業者への支援など、大型店等との差別化を図るような取り組みを進めます。

既存企業については、融資斡旋、経営指導、企業間の情報交換の機会の拡充など経営基盤の強化を図ります。

また、雇用の創出を図るため、奨励・優遇措置等の支援策を活用した昭和工業団地等への企業誘致を推進します。

農商工連携を図りながら、それぞれの経営資源を有効活用した「元気印企業」の育成を、関係機関と連携しながら推進します。

特産品の開発研究や、地域で生産された農林水産物の高付加価値化を一層促進するとともに、「食菜館くらら」や「アグリプラザ昭和」等を活用した販売を促進します。

豊かな地域資源や高速交通体系の充実という条件を最大限に活用し、観光施設のネットワーク化を図るとともに、新たな観光ルートの開発やイベント等の充実により、観光地としての魅力向上を図りながら集客力を高めるほか、観光客が長時間滞在できる企画を展開します。





第5節 生涯学び創造性を育む教育と文化のまちづくり

1 一人ひとりの生きがいづくりを培う生涯学習の推進

生涯学習活動の指針となる生涯学習推進計画により、市民の生涯にわたる学習を支援するための多種多様な取り組みを計画的に進めます。

市民一人ひとりが学びを通して心の豊かさを身に付け、生涯にわたって充実した潤いのある暮らしができるよう、個人のニーズや時代の変化に対応した、創造的で自主的・主体的な学習を展開します。

また、各種講座・教室を通じて自主的に学習するグループやサークル活動を支援し、これらの活動を通して生きがいづくりや交流を深め、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、学習の場となる生涯学習施設の整備・充実に努めます。

2 創造性と人間性を育む教育の推進

未来を担う子どもたちを安心して産み、育てられる環境やすべての子どもたちが健やかに育つ地域をつくっていくため、子育て支援の基本となる、次世代育成支援行動計画に基づく多角的な取り組みを進めるとともに、取り組みの拠点となる地域子育て支援センターを設置します。

また、就学前の子どもたちが遊びを中心とした総合的な指導を通して、思いやりをもち、社会性を身に付け、個性を發揮しながら、主体的に行動できるよう、幼児教育を充実させます。

特色ある学校づくりと創造的な教育課程を通して、幅広い視野に立って柔軟に考え、郷土を愛し、思いやりの心をもって、自ら行動できる子どもたちを育むよう、学校教育を充実させます。

また、県総合教育センターとの連携強化による基礎学力の向上や環境・福祉等に関する教育の推進、ICT（情報通信技術）化・国際化に対応できる人材育成に努めるほか、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。さらに、教育相談体制を充実させるほか、地域全体で人づくりを進めていくという観点から、ふるさと教育の推進や地域活動等、子どもの居場所の確保に努めるなど、学校・家庭・地域が連携し、一体となって児童生徒の健全な育成を図ります。

本市の明日を担い、創造性と人間性に富んだ人材を育成することを通じて地域の活力を高め、「まちづくりは人づくり」を継続的に実践・発展させていくために、園舎や校舎の改修や幼保一体施設の整備、ICT（情報通信技術）学習環境等、必要な教育施設の整備を進めます。



3 さわやかな笑顔を育む文化・スポーツの推進

市民が生き生きと芸術や文化に携わることができるように、文化祭や芸術発表会等、市民が主体となった多様な芸術文化活動の場を提供するとともに、文化財の調査・保護と保存・活用に努めるほか、郷土芸能の保護と継承を図ります。

スポーツ活動を通じて、一人ひとりが生き生きと健康に過ごせ、生涯スポーツに親しむことができるよう各種大会や教室、セミナーを開催するとともに、全国・全県規模の大会招致を行うなど、スポーツの振興と地域間交流の活性化に努めます。

また、スポーツ活動団体の支援や指導者の育成を図り、総合型地域スポーツクラブ※の育成支援に努め、市民がいつでもスポーツを気軽に親しめる環境づくりを進めます。



用語解説

※総合型地域スポーツクラブ：多種目、多世代、多様な技術・技能をもった人たちで構成され、各地域住民のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもと、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

第6節 ともに支え温かにふれあえる交流と連携のまちづくり

1 まちを支える地域コミュニティ活動の推進

自治会等、地域の自治組織の枠組みや役割について整理・見直しを進め、積極的な自治活動を担うコミュニティづくりを進めるとともに、自主的な地域づくり活動を支援し、まちづくりリーダーとなるような人材の育成を図ります。

また、活動拠点となる地域集会施設の整備や、管理体制の一元化に努めます。

誰もが等しく情報の入手可能な環境づくりを進めるため、情報通信網の整備やテレビ難聴地域の解消に努めると同時に、ICT（情報通信技術）講習会等を実施し、情報の活用能力の向上に努めます。

2 協働のまちづくりの推進

市民と行政が信頼関係を築き、お互いの協働によるまちづくりのため、市民の参画を推進するとともに、NPO等のボランティア団体を支援し、その活動のネットワーク化を図ります。

学官の連携を推進し、互いの資源・情報等を有機的に活用しながら、地域の活性化を目指します。

3 一人ひとりを大切に市民交流の推進

市民や民間団体を主体とした国際交流活動を促進するとともに、国際交流を担う団体の支援を行います。さらに外国人とのコミュニケーションを通じて市民が国際感覚を身につけることができるよう、海外ホームステイや外国語指導助手（ALT）の招致を推進します。

市民一人ひとりがお互いを支えあい、ぬくもりを感じられる地域づくりは重要であることから、誰もが相互に対等なパートナーとして尊重し、交流を深めることで地域の一体感の醸成を図ると同時に、男女が責任や役割をともに担い、それぞれの潜在能力を最大限に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

第3章

計画の推進に向けて

第1節 開かれた市政の推進

市内の動きや市政の状況を市民にわかりやすく情報提供するため、広報やホームページをさらに充実させ、市民と行政の情報の共有化を図るとともに、地域の課題や市政への提言など市民の声を市政に反映させる仕組み・機会づくりに努めます。

市民の情報開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人情報保護のため個人情報保護条例に基づき、個人情報の適切な管理に努めます。

第2節 健全な自治体経営の推進

健全で計画的な財政運営のため、行政改革大綱に基づき、徹底した歳出抑制を図るとともに、適正かつ公正な課税及び収納体制の整備による自主財源の確保に努めます。

組織改革の推進や効率的・効果的な財源の配分を行うため、費用対効果を考慮した優先順位による事業の推進や事務事業の外部委託等により、最少の経費で最大の効果を上げるように施策・事業を推進します。

定員適正化計画に基づき、適正な職員数の管理に努めるとともに、地方分権に対応できる政策立案能力を高めるため、職員研修等を充実させます。

現在の分庁方式は緊急避難的なものと位置づけており、事務の非効率性及び経費の掛かり増し、危機管理などの面からも、新庁舎の必要性は高いものであります。既存庁舎の利活用と併せ、市民の意見を的確に反映しつつ、庁舎建設計画を推進します。

第3節 広域連携・広域行政の推進

既存の市町村の区域を越えた広域的な行政需要や新たな課題に対応するため、周辺市町村との連携、協力関係を深めます。

また、それぞれの地域特性を生かした役割分担のもと、互いに補完しつつ、連携を強化します。